

居宅介護支援事業重要事項説明書

当事業所は、ご利用者に対して、居宅介護支援サービスを提供いたします。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、及び契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

◆◆ 目次 ◆◆

- | | |
|------|----------------------------|
| 【1】 | 事業の目的及び運営の方針 |
| 【2】 | 事業所経営法人 |
| 【3】 | 事業所の概要 |
| 【4】 | ケアサービスの提供方法及び内容 |
| 【5】 | 利用料 |
| 【6】 | 非常災害対策 |
| 【7】 | 緊急時の対応 |
| 【8】 | 事故発生時の対応 |
| 【9】 | 守秘義務に関する対策 |
| 【10】 | 個人情報取り扱いについて |
| 【11】 | 利用者の尊厳 |
| 【12】 | 相談・要望・苦情及びサービス内容等 |
| 【13】 | 損害賠償について |
| 【14】 | ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点について |
| 【15】 | 第三者評価実施状況 |

利用者名 _____ 様

居宅介護支援事業重要事項説明書

【1】事業の目的及び運営の方針

＜1＞事業の目的

ヴィラ端山居宅介護支援事業所は、加齢に伴って生ずる生活上の種々の問題等について、具体的で有効な介護支援計画の策定・介護相談等の実施により地域で自立した生活が送れるよう支援することを目的とします。

＜2＞運営方針

1. 被保険者から要介護状態となった場合その可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るように事業を実施します。
2. 被保険者から要介護状態等に係る申請に対して、利用者の意見を踏まえ必要な協力を行います。また、被保険者の要介護の認定の申請が行われているか否かを確認し、その支援も行います。
3. 被保険者の選択により、心身状態、その置かれている環境等に応じて、適切な介護保険サービス及び福祉サービス等の多様なサービス事業所の連携を得て、総合的かつ効果的な介護計画を提供するように配慮します。
4. 京都市から介護認定調査の委託を受けた場合は公正、中立、さらに被保険者に対し正確な調査を行います。又、所属職員には定期的で体系的な研修を行います。
5. 利用者の意見及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち利用者に提供されるサービスの種類、特定の事業者に不当に偏すことのないよう公平、中立に行います。(利用者等はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介や、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。)
6. 事業の運営に当たって、保険者・地域包括支援センター・他の在宅介護支援センター・他の居宅介護支援事業所・介護保険施設等との連携に努めます。

【2】事業所経営法人

法人名	社会福祉法人 端山園
法人所在地	京都市伏見区醍醐上端山町1-47
電話番号	075-572-8702
FAX番号	075-572-8778
代表者	理事長 山内 幸雄
設立年月日	昭和51年3月31日
介護保険に基づく指定を受けている事業	◆ 介護老人福祉施設 ◆ 通所介護事業 ◆ (介護予防)短期入所生活介護事業 ◆ 居宅介護支援事業 ◆ (介護予防)小規模多機能型居宅介護事業 ◆ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ◆ グループホーム ◆ 介護予防型デイサービス

【3】事業所の概要

＜1＞概要

事業所名	ヴィラ端山居宅介護支援事業所
介護保険指定番号	京都府第70900055号
指定日	平成12年4月1日
所在地	京都市伏見区醍醐下端山町36
電話番号	573-8197
FAX番号	573-7216
管理者	前川 敬太
サービス提供地域	京都市伏見区・山科区

＜2＞職員体制

職種	人数	業務内容
管理者	1名(兼務)	事業所の管理・運営全般
介護支援専門員	3名以上	居宅介護支援に関する業務

＜3＞営業日及び営業時間

月～金	午前8時45分～午後5時45分
休業日	土・日曜日 年末年始(12/29～1/3)

- ▶ 上記の営業日・営業時間のほか、下記連絡先により常時連絡が取れる体制を確保しています。【TEL】075-573-7215

【4】ケアサービスの提供方法及び内容

- ◆ 申請手続き係わる援助
- ◆ 訪問調査の実施
- ◆ 介護サービス原案の作成
- ◆ サービス計画の調整
- ◆ 本人及び家族への説明と了承

【5】利用料

要介護又は要支援認定をうけられた方は、介護保険から全額給付されますので自己負担の必要はありません。但し保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合は、別紙通りいただきます。

【6】非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関との連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、職員等の訓練を行います。

【7】緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

【8】 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

【9】 守秘義務に関する対策

事業者及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

【10】 個人情報の取り扱いについて

事業者は、利用者、そのご家族が安心して当方の介護支援サービスをご利用いただけるよう、以下の方針に基づき、個人情報を正確かつ安全に取り扱うことに努めます。この守秘義務は、契約が終了した後も継続します。

1. 個人情報を収集する場合は、収集目的を明確に開示して収集します。収集した個人情報は、本人の同意を得た利用目的範囲内で利用し、その目的の範囲を超えた利用はいたしません。
2. 個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩などの予防ならびに是正を行うため、適正な安全対策を講じます。
3. 個人情報に対し、本人から開示、訂正もしくは削除、または利用もしくは提供の拒否を求められたときは、社会通念や慣行に照らし、合理的な期間、妥当な範囲で応じます。
4. 業務に従事する全ての者に対し、個人情報保護の重要性とその責任を認識させることに努めます。

<1> 利用目的について

当事業所は、個人情報を以下の目的に利用いたします。

- ① 契約や法律等に基づき提供する介護保険サービス等をより充実・展開させるため
- ② サービス担当者会議等において必要な情報の提供のため
- ③ ケアプラン作成等のための資料とするため
- ④ 医療上、必要がある場合、医療機関等に利用者に関する情報を提供するため
- ⑤ 利用者への広報誌送付のため
- ⑥ 介護サービス等に係る会計・経理の手続きのため
- ⑦ 審査支払機関へのレセプトの提出、またそれに係る照会への回答などの介護保険事務に関するものため
- ⑧ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等のため
- ⑨ 苦情発生時等の対応のため
- ⑩ 当事業所において行われる学生の実習への協力のため
- ⑪ 当事業所において行われる事例研究のため
- ⑫ 各関係機関との連携及び情報共有のため
- ⑬ 外部監査機関への情報提供のため
- ⑭ 要介護認定等申請及び認定調査のため
- ⑮ サービス事業所等への利用申請のため

⑯ 契約終了に伴う援助を行う場合、利用者に関する情報を提供するため

<2> 個人情報の第三者への提供について

当事業所は、利用者等から個人情報をご提供いただく際に明示した利用目的の範囲を超えて当該個人情報を利用することはありません。また、その個人情報を「ご本人の同意がある場合」または、次のいずれかの「法令等で求められた場合」を除き、第三者に開示、提供することはありません。

- ① 法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されているもの
 - ◆ サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ◆ 居宅介護支援事業者等とのサービス提供事業者等との連携
 - ◆ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ◆ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医の医師への連絡等
- ② 行政機関等の報告徴収・立入検査等に応じることが間接的に義務づけられているもの
 - ◆ 市町村による文書等提出等の要求への対応
 - ◆ 厚生労働大臣又は都道府県知事による報告命令、帳簿書類等の提示命令等への対応
 - ◆ 都道府県知事による立入検査等への対応
 - ◆ 市町村が行う利用者からの苦情に関する調査への協力等
 - ◆ 事故発生時の市町村への連絡

<3> 個人情報の委託先への提供について

食事の提供や健康診断等、利用目的の範囲内において必要な業務を遂行するために、外部会社に業務を委託することがあります。この場合、当事業所は、個人情報を適切に取り扱うよう委託先を管理・監督いたします。

<4> 個人情報の保護と管理について

当事業所は、個人情報保護に関する法令及びその他の規範の遵守いたします。また、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩などを防止するための安全対策を講じております。

【11】 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

【12】 相談・要望・苦情及びサービス内容等

<1> 当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受付けます。

《受付窓口》

苦情担当責任者	(在宅課長)前川 敬太
電 話	075-573-8197
F A X	075-573-7216
受付時間	月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時45分

◆また、ご意見BOXを特別養護老人ホームヴィラ端山の事務所エレベーター横に設置しています。

＜2＞ その他、相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

窓口	電話(代表)
伏見区役所	075-611-1101
伏見区醍醐支所	075-571-0003
山科区役所	075-592-3050
京都府国民健康保険団体連合会	075-354-9090
京都府福祉サービス運営適正化委員会	075-252-2152
第三者委員・京都経営者協会 苦情処理ネットワーク [担当] 久納浩三・石垣一也・川村雅己	075-361-8406
京都市保健福祉局 長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進室	075-213-5871

【13】 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められた場合、ご利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

【14】 ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点について

前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された、居宅サービス計画の総数のうちに、訪問介護・通所介護・福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下の項目において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は、指定地域密着型サービス事業によって提供されたものが占める割合につき説明いたします。

【15】 第三者評価実施状況

実施日	令和5年9月29日
評価機関	一般社団法人 京都ボランティア協会
評価結果開示	ホームページより閲覧 受付窓口に閲覧用を設置

指定居宅介護支援の開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基ついて重要な事項を説明し交付しました。

令和 年 月 日

事業者	【住所】	京都市伏見区醍醐下端山町36
	【事業所名】	ヴィラ端山居宅介護支援事業所
	【説明者】	Ⓜ

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定居宅介護支援について重要事項説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

利用者	【住所】	
	【氏名】	Ⓜ

署名代行者	【住所】	
	【氏名】	Ⓜ
	【利用者との関係】	

代理人 (選任した場合)	【住所】	
	【氏名】	Ⓜ
	【利用者との関係】	

付則 平成12年4月1日より施行
 平成15年4月1日改正
 平成16年4月1日改正
 平成17年4月1日改正
 平成17年10月1日改正
 平成18年4月1日改正
 平成19年4月1日改正
 平成20年4月1日改正
 平成21年4月1日改正
 平成22年8月1日改正
 平成23年4月1日改正
 平成24年4月1日改定

平成25年4月1日改定
 平成26年4月1日改定
 平成27年4月1日改定
 平成28年4月1日改定
 平成29年4月1日改定
 平成30年4月1日改定
 平成31年4月1日改定
 令和2年4月1日改定
 令和3年4月1日改定
 令和4年4月1日改定
 令和4年10月1日改定
 令和6年4月1日改定

別紙

◆◇保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合の負担額◆◇

	要介護1・2	要介護3から5
居宅介護支援費 I (i)	11,620 円	15,097 円

加算項目		
特定事業所加算	特定事業所加算(Ⅲ)	3,456 円／月
入院時情報連携加算	入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,675 円／月
	入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,140 円／月
退院・退所加算 (入院または入所期間中 1回を限度に算定)	退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,815 円／月
	退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,420 円／月
	退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,420 円／月
	退院・退所加算(Ⅱ)ロ	8,025 円／月
	退院・退所加算(Ⅲ)	9,630 円／月
通院時情報連携加算		535 円／月
緊急時等居宅カンファレンス加算		2,140 円／回
ターミナルケアマネジメント加算(死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合)		4,280 円／月